



お知らせ

広報取材での個人情報 の取り扱い

町では、町の事業についてわかりやすくみなさんにお伝えできるよう、広報紙発行などの広報活動を行っています。

広報紙の発行については、個人を特定できる写真や記事を掲載することがありますので、ご理解とご協力をお願いします。取材や写真撮影をするときは「広報くらしにみ」と書かれた腕章を着用しています。

なお、撮影した写真など

は、次の目的の範囲内で使用します。

- ①町の発行物(広報くらしにみ・パンフレットなど)への掲載
- ②町のホームページなどへの掲載
- ③記録資料としての保存活用
- ④その他(報道機関への提供や出版物・ポスターへの掲載など)

県政相談を受け付けています

県では、県政に関する相談や要望、または県民生活に関する相談をお受けし守ります。

▼相談場所 福島県庁県政相談コーナー

▼相談時間 月から金(祝日、年末年始は休み)午前9時から正午、午後1時から午後4時

▼県政相談専用電話 県庁県政相談コーナー ☎0120・899・721

▼福島県民広聴室 ☎521・7013

変わります 介護保険料

～第7期介護保険事業計画策定～

介護保険料は、制度を持続的に運営するため3年ごとに見直すこととなっています。保険料は、第7期(平成30年度から平成32年度)の要介護認定者の状況や介護サービスの利用意向、施設整備の動向などを見込み、算定しました。今回の見直しにより、基準額となる第5段階の年額は75,400円(平成27年度から29年度は66,500円、13.4%増)となりました。

第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料(平成30年度から平成32年度)

所得段階	対象者	負担割合	保険料額(年額)
第1段階	●生活保護受給者の人 世帯全員が住民税非課税	×0.45*	33,900円
第2段階	●前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	×0.70*	52,800円
第3段階	●前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超えている人	×0.70*	52,800円
第4段階	●前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人 (本人が住民税非課税)	×0.85*	64,100円
第5段階	●前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えている人	×1.00(基準額)	75,400円
第6段階	●前年の合計所得金額が120万円未満の人	×1.20	90,500円
第7段階	●前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	×1.30	98,100円
第8段階	●前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	×1.50	113,200円
第9段階	●前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	×1.70	128,300円
第10段階	●前年の合計所得金額が400万円以上の人	×2.00	150,900円

※低所得者の負担軽減のため、第1段階においては国の政令により5%の公費負担による軽減措置、第2段階から第4段階においては町独自で国基準から5%引き下げています。

介護給付費などの推移見込み

年度	町総人口	65歳以上の人数(第1号被保険者)	要介護認定者数	介護給付費(保険からの給付)
平成27年度	9,661人	3,420人	598人	8億5,700万円
平成28年度	9,534人	3,497人	592人	8億5,400万円
平成29年度	9,375人	3,574人	623人	9億1,700万円
平成30年度	9,229人	3,614人	628人	10億6,500万円
平成31年度	9,082人	3,627人	637人	11億2,400万円
平成32年度	8,930人	3,621人	649人	11億8,400万円

※平成27年度・平成28年度は実績、平成29年度以降は見込み。

各年10月1日現在

保健福祉課長寿介護係 ☎585-2125

交通事故に関する相談を受け付けています

県では、交通事故による損害賠償請求や示談の仕方などについて相談をお受けします。相談は無料で秘密は厳守します。

▼相談場所 福島県庁県政相談コーナー ☎521・4281

▼相談時間 月から金(祝日、年末年始を除く)午前9時から正午、午後1時から午後4時

▼福島県民広聴室 ☎521・7013



河川愛護モニター募集

河川愛護モニターを募集します。

▼モニター期間 7月1日から1年間

▼定員等 1人。20歳以上で担当区間付近に居住の人
▼区間 阿武隈川(梁川橋)

農業委員会からの お知らせ

4月の農業委員会定例総会は次のとおりです。傍聴においでください。

- ◆日時 4月16日(日) 午後1時30分から
- ◆場所 国見町役場 2階 大会議室

◆問い合わせ 農業委員会事務局 ☎585-2890

4月は未成年者飲酒防止強化月間です!

5つの理由

- ①脳の機能を低下させるおそれがあります。
- ②肝臓をはじめとする臓器に障害をおこしやすくなります。
- ③性ホルモンに異常が起きるおそれがあります。
- ④アルコール依存症になりやすくなります。
- ⑤未成年者の飲酒を禁じる法律があります。

未成年者の飲酒は法律で禁じられています。

国税庁・国税局・税務署